

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回上三川町地域自立支援協議会
開催日時	令和4年6月29日（水） 午後2時00分～午後3時30分
開催場所	上三川町役場 中会議室
議長（委員長・会長等）の氏名	飯田康人会長
出席者（委員等）の氏名・出席者数	飯田康人会長、高田美保副会長、海老原友子委員、田崎幸夫委員、鈴木礼子委員、入江里美委員、増渕盟美委員、手塚崇真委員、野原恵委員、荒川孝一委員、渡辺由美委員、小島友香委員、大島淑江委員、高田緑委員、大槻英一委員、山口静子委員、深澤亜希子委員、貝木教子委員、笹島由美委員 出席者19名
欠席者（委員等）の氏名・欠席者数	欠席者0名
事務局職員 の職・氏名	浜野課長、高田課長補佐、猪瀬係長、室町主査、平石保健師、上三川障がい児・者生活相談支援センター石川氏
会議次第	議事 (1) 令和3年度障がい福祉サービス事業等の実績について (2) 令和3年度障がい者優先調達推進方針に係る実績及び令和4年度方針の制定について (3) 令和3年度相談支援事業の実績について (4) 上三川町障がい者緊急一時支援事業実施要綱について (5) 重度心身障害者医療費助成制度における入院時の食事療養費助成廃止に係る条例改正(案)について
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度上三川町障がい福祉サービス等の状況（資料1） ・ 令和3年度障がい者優先調達発注実績（資料2-1） ・ 令和4年度上三川町障がい者優先調達推進方針（案）（資料2-2） ・ 令和3年度相談支援事業実施報告書（資料3） ・ 上三川町障がい者緊急一時支援事業について（資料4-1） ・ 上三川町障がい者緊急一時支援事業実施要綱（資料4-2）

	<ul style="list-style-type: none"> ・上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例改正（案）（資料5） ・令和4年度障がい者福祉ガイド
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高田補佐	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。開催の前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（資料確認）</p> <p>資料の不足がございましたらお申し出ください。</p> <p>委員の辞職がありましたのでご報告いたします。</p> <p>「有限会社ここわ」が宇都宮市に移転したため、事業所長の高橋和子様が委員を辞職されました。</p> <p>高橋様は就労部会の部会長でしたので、新たな部会長を指名され、「スマイル上三川」の笹島由美委員にお願いすることとなりました。笹島委員、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、令和4年度第1回上三川町地域自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、飯田会長よりごあいさつ申し上げます。</p> <p>（あいさつ）</p> <p>それでは、これより議事に入ります。上三川町地域自立支援協議会設置条例第6条により、会長が議長となる規定でございますので、これからの進行については飯田会長に議長をお願いいたします。</p>
飯田会長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。今回は、大島委員と渡辺委員をお願いしたいと</p>

	<p>思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
飯田会長	<p>それでは、議事に入ります。「(1) 令和3年度障がい福祉サービス事業等の実績について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(令和3年度障がい福祉サービス事業等の実績について説明)</p>
飯田会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、(1)について、質疑をお受けします。ご意見、ご質問等はございますか。</p>
大槻委員	<p>療育手帳所持者の統計に記載されている、「A1」「A2」とは何を示しているものですか。</p>
事務局	<p>療育手帳の等級を示しているものです。</p>
荒川委員	<p>身体障がい者手帳の所持者割合について、高齢者の割合が71%とのことだが、高齢者の部位別の統計は出ていますか。</p>
事務局	<p>統計は出ておりません。</p>
荒川委員	<p>これからは高齢者が増えていきます。障害の内容に傾向があるかもしれないので、把握できるとよいのではないのでしょうか。</p>
荒川委員	<p>障がい福祉サービス利用実績について、他の項目と同じように、過去の実績も記載があるとよいのではないのでしょうか。推移を見たいと思います。</p>
荒川委員	<p>認定調査の実績が97件となっており、市町村審査会の審査件数の87件とは数字が異なるが、どういった理由でしょうか。</p>
事務局	<p>就労系のサービスのみを利用する方は、認定調査はしますが、</p>

	<p>審査会で区分を認定する必要が無いため、審査件数のほうが少なくなっております。</p>
飯田会長	<p>(他に) 質問がないようですので、次に「(2) 令和3年度障がい者優先調達推進方針に係る実績及び令和4年度方針の制定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(令和3年度障がい者優先調達推進方針に係る実績及び令和4年度方針の制定について説明)</p>
飯田会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議事(2)の説明について、質疑をお受けします。ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>それでは委員の皆様、事務局の案に異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
飯田会長	<p>それでは、今年度の優先調達推進方針につきましては、事務局案のとおりの内容で制定することとします。</p> <p>つづきまして、「(3) 令和3年度相談支援事業の実績について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(令和3年度相談支援事業の実績について説明)</p>
飯田会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議事(3)の説明について、質疑をお受けします。ご意見、ご質問はございますか。</p>
荒川委員	<p>報告書に記載されているのは、障がい児・者生活相談支援センターのもののみですか？役場の窓口への相談は入っていないのでしょうか。</p>

事務局	障がい児・者生活相談支援センターのもののみです。
荒川委員	個別支援会議の件数には、病院や事業所が開催したケース会議の数を含めていないとのことですが、それはどういった理由でしょうか。
事務局	障がい児・者生活相談支援センターが主催したものを記載する、となっているためです。
荒川委員	全体のケース会議数でみると、ここに記載されているよりもかなり多い数になるのではないのでしょうか。その数字も分かると、相談支援事業の内容がより伝わるのではないのでしょうか。
飯田会長	他にないようですので、次に「(4) 上三川町障がい者緊急一時支援事業実施要綱について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(上三川町障がい者緊急一時支援事業実施要綱について説明)
海老原委員	事前に登録が必要とのことですが、登録をするのは障がい者の方全員なののでしょうか？登録をしていない方の緊急時にも、受け入れはできるのですか。「緊急」の施策なのに事前に手段をとっておかなくてはならないとなるのは、当事者にとっては使いづらいのではないのでしょうか。当事者への説明の方法を工夫してほしいと思います。
事務局	<p>事前登録をするのは、事業の対象となるような状況の方のみです。登録をして頂き、事前に本人の障がいに関する情報を共有しておくことで、円滑な受け入れができるような体制を作っております。登録をしていない方に緊急事態が発生した場合でも、受け入れはいたします。</p> <p>「親亡き後」にも通じることですが、緊急事態が起きる前に、</p>

	<p>対処方法を検討しておくことが必要かと思えます。本事業でも、登録時には短期入所施設との契約を進めて頂き、本事業利用よりもその短期入所施設への入所を優先頂くこととなります。家ではない場所に慣れておくことも、備えになるのではと考えています。</p> <p>チラシにも問合せ先を記載していますので、随時事業のご説明をしていきます。</p>
高田緑委員	<p>チラシは、個人的に希望しないとも思うことはできませんか。</p> <p>事前に施設を見学できるのはとてもよいと思えます。緊急事態が発生してから突然施設に連れて行っても、本人はパニックになってしまいますし、施設の方に本人について知って頂いているほうが安心です。事業名を聞いて誰でも利用できると考えてしまう方もいると思えますので、チラシを配って正しく周知してほしいと思えます。</p>
事務局	<p>チラシは、手をつなぐ育成会様からはすでに希望を頂いていましたので、配布できるよう準備しております。他にも、希望がありましたらご準備いたしますのでお伝えください。</p>
入江委員	<p>介護者の「家族」の線引きをもう少しゆるめることはできませんか。主に介護している母に何かあったとき、父は食事の準備はできても、入浴介助はできない場合もあります。</p>
事務局	<p>線引きが難しいところではあると思えます。本事業では「緊急」を、食事も取れないなど命に関わるような状況と捉えておりますので、そうでない場合には、短期入所利用等をして頂きたいと考えています。判断が難しい状況の場合には、ご相談頂けたらと思えます。</p>
貝木委員	<p>事業を利用する前提が多く、「緊急」という言葉からの印象と実際の事業内容が異なっているように感じます。何をしてくれる事業なのか、相談しやすくなる周知をしてほしいと思えます。</p>

事務局	<p>短期入所事業所を利用できなかった際の最終的な手段となるものですので、前提が必要になっております。</p>
高田緑委員	<p>親が「緊急時にはこの事業を利用すればよい」と安易に考えるのではなく、当事者意識をもって有事に備えてくれたらと思います。</p>
飯田会長	<p>他にないようですので、次に「(5) 重度心身障害者医療費助成制度における入院時の食事療養費助成廃止に係る条例改正 (案) について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(重度心身障害者医療費助成制度における入院時の食事療養費助成廃止に係る条例改正 (案) について説明)</p>
飯田会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議事(5)の説明について、質疑をお受けします。ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>ないようですので、それでは委員の皆さま、事務局の案に異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
飯田会長	<p>それでは、事務局は発言のとおり、すすめてください。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、進行を事務局にお戻しします。</p>
高田補佐	<p>飯田会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、「次第4 その他」でございますが、お集まりの皆様から何かございますか。</p>
荒川委員	<p>令和3年度障がい福祉サービス費報酬改定により、サービス事</p>

事務局	<p>業者の虐待防止について、委員会の設置や責任者の設置、研修の実施が求められるようになりました。研修について、地域自立支援協議会で実施してもらえるとよいと思うのですが。</p> <p>地域自立支援協議会または障がい福祉サービス事業者等連絡会などでの開催を検討いたします。</p>
大槻委員	<p>上三川町ろう者の会では、啓発活動等で資金が必要です。社会福祉協議会から助成が出ていますが、町自立支援協議会からも頂くことはできませんか。</p>
事務局	<p>ろう者の会からの要望については、会で意見を取りまとめて頂き文書にてご提出頂ければ、話し合いの場を設け、検討させて頂きたいと思います。</p>
高田補佐	<p>他にないようですので、以上を持ちまして令和4年度第1回上三川町地域自立支援協議会を閉会いたします。本日は、お疲れ様でした。</p>